

東京地裁、税の軽減・回避する助言義務は負わず



タックス・プランニングを巡り 損害賠償請求も税理士法人に責任なし

税理士法人（被告）に保有株式の移転に係るタックス・プランニングを委託したにもかかわらず、税の軽減措置を受けるための要件について、税理士法人に所属する税理士らが重大な過失により不適切な説明を行ったことにより、予期せぬ課税処分を受けることになったとして、原告が債務不履行に基づき1億5,800万円余りの損害賠償を求めた事件で、東京地方裁判所（本村洋平裁判長）は令和7年1月30日、原告の請求を棄却した（令和5年（ワ）第154号）。裁判所は、税理士法人は株式移転に伴う所得税等の負担をできる限り軽減・回避できるようにする提案・助言義務を負っていないとの判断を示した。



原告保有の株式を資産管理会社に移転

本件は、原告が税理士法人である被告に対し、保有する株式の移転に係る株式譲渡益等に関して、いわゆるタックス・プランニングを委託したにもかかわらず、被告に所属する税理士らが税の軽減措置を受けるための要件について、重大な過失により不正確・不適切な説明を行うなどしたために、予期せぬ課税処分を受けたなどとして、原告が債務不履行に基づく損害賠償を求めた事件である。

原告は東京証券取引所に上場する大手ラーメンチェーン（X社）の創業者の妻である。原告は、自身と子どもらの出資により、シンガポールに資産管理会社を設立。原告は代表者であるとともに、同社株式の約59%を保有していた。また、令和元年6月末時点で、資産管理会社は、X社の発行済株式総数のうち、24.62%に相当する株式を、原告は7.74%に相当する株式をそれぞれ保有していた。

原告及び資産管理会社は、平成31年初め頃、日星租税条約による税の負担軽減措置を

受けるため、原告の保有するX社株式の一部を資産管理会社に移転することとし、資産管理会社は、同年1月28日、被告の税理士法人との間で、株式移転に関する業務委託基本契約及び個別業務委託契約を締結した。なお、契約に関連する税理士法人の損害賠償責任の累積上限額は、契約に基づく業務について資産管理会社から税理士法人に現実に支払われた報酬の額（209万円余り）を上限とするものの、損害賠償に係る制限は、税理士法人の故意又は重過失に起因する損害には適用されないものとされていた。

25%要件満たせば源泉税率は5%に

株式移転の目的は、資産管理会社がX社から受領する配当に対する課税について、日星租税条約10条2項(a)の適用を受けることで税率の軽減を受ける点にあった。日本法人からシンガポール法人に配当を支払う場合、配当の支払日まで6か月間、議決権株式の25%以上を保有すれば配当にかかる源泉税率は